

松江市八雲山村広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市八雲山村広場の設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 303 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後			改正前		
別表(第 10 条関係)			別表(第 10 条関係)		
(1 時間当たり)			(1 時間当たり)		
施設 区分	非営利	営利	施設 区分	非営利	営利
山村広場(野球場)	1,430 円	4,290 円	山村広場(野球場)	1,100 円	3,300 円
多目的広場(管 理棟を含む)	(コート 1 面) 510 円	(コート 1 面) 1,530 円	多目的広場(管 理棟を含む)	(コート 1 面) 420 円	(コート 1 面) 1,280 円
略			略		
備考			備考		
1・2 略			1・2 略		
3 中学生以下、高齢者又は障がい者が山村広場(野球場)を利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の 2 分の 1 の額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする			3 中学生以下、高齢者又は障がい者が利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の 2 分の 1 の額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする(多目的広場照明施設を除く。)		
4 高校生以下、高齢者又は障がい者が多目的広場を利用する場合の基準額は、この表に定める基準額の 2 分の 1 の額(その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする					

(多目的広場照明施設を除く。)。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。